



国土交通省

東北運輸局秋田運輸支局
プレスリリース

《発表記者会：秋田県政記者会》

令和元年6月27日
国土交通省 東北運輸局秋田運輸支局

横手市の一般乗合旅客自動車運送事業者に 対し警告を発しました。

平成31年1月23日に東北運輸局秋田運輸支局が下記の一般乗合旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、本日、東北運輸局秋田運輸支局長は警告書を交付しましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：羽後交通 株式会社 代表取締役 齋藤 善一
(法人番号：6410001008788)
秋田県横手市前郷二番町4番地10号
営業所：本荘営業所
秋田県由利本荘市肴町45番地

2. 行政処分等年月日 令和元年6月26日

3. 行政処分等の概要

(1) 文書警告

4. 違反の概要

(1) 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反
(道路運送法第27条第3項)

① 運転者に対する指導監督義務違反
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

《問い合わせ先》

東北運輸局 秋田運輸支局 輸送・監査部門
担当：大淵、保坂

TEL：018-863-5813